

議案第80号

杉並区生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模に関する条件  
を定める条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模に関する条件  
を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、都市計画  
に生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模に関する条件は、300  
平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生産緑地法の一部が改正されたことに伴い、生産緑地地区を定めることができる  
農地等の区域の規模に関する条件を定める必要がある。